



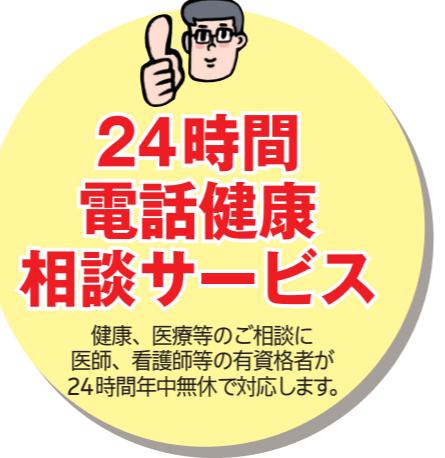
病気、ケガによる入院・手術・先進医療などに対応!

アイリスプラン

# 医療入院コース



## おすすめポイント!!



ご契約例 シンプルな医療保障をご希望の方ならこんなプラン

ベーシック 5口+手術特約 5口+先進医療特約 (先進医療特約には口数はありません)

基本部分  
ベーシック  
**入院** 1日につき **5,000円**  
ガン入院は **10,000円**

日帰り入院から保障。  
1入院につき年間180日まで。  
ガン入院は日数無制限。

**長期入院** 一時金で **15万円**  
180日以上継続入院したとき。

「ベーシック」とは入院給付金と長期入院給付金がセットされた基本部分のことをいいます。

月掛金

40歳以下の場合

**1,472円**

年払掛金、半年払掛金、子ども掛金、66歳以上の掛金など各掛金の詳細は、資料をご請求の上、ご確認ください。

41歳~65歳の場合

**2,202円**

※ご契約にあたっては、必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧いただき、制度内容をご確認ください。

お支払い事例やおすすめプランを紹介しています。 と感じたらまずは資料をご請求ください!

<https://www.kyousyokuinzaidan.jp>

アイリスプラン

検索



ベーシック(基本部分)

入院 長期入院

+

手術

退院後療養

先進医療

オプション(特約部分)

ガン診断

生活習慣病

女性特定疾病

## ベーシック(基本部分) 1口あたりの保障額

記載の金額は1口あたりの保障額です。記載の保障額に、加入される口数を掛けさせていただくと実際の保障額となります。

入院給付金	1日につき <b>1,000円</b>
	1日につき <b>2,000円</b>
長期入院給付金	一時金 <b>3万円</b>

病気やケガにより入院したとき  
日帰り入院<sup>(注1)</sup>から保障します。  
※1入院につき年間180日まで

ガン(上皮内ガンを含む)<sup>(注2)</sup>により入院したとき  
日帰り入院<sup>(注1)</sup>から保障します。  
※入院日数無制限 **ガン入院は給付が2倍!**

病気やケガにより180日以上の継続入院をしたとき

## オプション(特約部分) 1口あたりの保障額

**ご注意** オプションのみのご契約はできません。  
必ずベーシックのご契約が必要となります。

手術給付金	一時金 <b>4万・2万・1万円</b>	所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて
退院後療養給付金	一時金 <b>1万円</b>	10日以上の継続入院後に退院したとき
先進医療給付金	自己負担した技術料相当額 (最高 <b>1,000万円</b> ) □数はありません	所定の先進医療 <sup>(注3)</sup> を受けたとき 年間通算で最高1,000万円。更新後はリセットされます。
	上記給付金の10% (1回につき最高 <b>20万円</b> ) □数はありません	上記の給付金が支払われるとき、先進医療諸費用給付金として上記給付金の10% 上記給付金の10%が1万円に満たないときは1万円となります。
ガン診断給付金	一時金 <b>20万円</b>	出生後、初めてガン <sup>(注2)</sup> と診断されたとき
生活習慣病入院給付金	1日につき <b>1,000円</b>	所定の生活習慣病 <sup>(注4)</sup> により入院したとき 日帰り入院 <sup>(注1)</sup> から保障します。 ※1入院につき年間180日まで
女性特定疾病入院給付金	1日につき <b>1,000円</b>	所定の女性特定疾病 <sup>(注5)</sup> により入院したとき 日帰り入院 <sup>(注1)</sup> から保障します。 ※1入院につき年間180日まで

(注1) 日帰り入院とは入院日と退院日が同一である場合をいい、入院基本料等の有無などを参考にして判断します。

(注2) ガンとは、医療共済事業規約別表第4に定めるものをいいます。

(注3) 先進医療とは、公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める医療機関で行われるものに限ります(療養を受けた時点において先進医療に該当している必要があります)。該当の技術および医療機関等につきましては厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

(注4) 所定の生活習慣病とは、医療共済事業規約別表第5に定める糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患のことをいいます。

(注5) 所定の女性特定疾病とは、医療共済事業規約別表第6に定める子宮筋腫・甲状腺の障害(先天性甲状腺機能低下は除きます)などをいいます(ガンは対象となりません)。

☆最高10口(□数のあるオプションはベーシックの□数以内となります)までご契約いただけます。

ご本人の契約が1口でもあれば、配偶者・お子さまは10口(□数のあるオプションはベーシックの□数以内となります)までご加入いただけます。

配偶者・お子さまもご加入いただけます

※配偶者・お子さまの加入には教職員ご本人の契約が必要です。  
※加入できるお子さまは、教職員ご本人と同一生計の方で、新規加入は21歳までです。

満90歳まで契約更新可能!

退職後も  
継続できます

毎年保障内容を見直せます

※1年ごとの契約更新となります。

掛金や契約条件など詳しい内容につきましては、ホームページ・FAX・はがきで資料をご請求ください。

教職員共済の「医療共済」のご契約がある方は「医療入院コース」はお申込みいただけません。

この紙面では医療入院コースの概要を説明しています。ご契約にあたっては、必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧いただき、制度内容をご確認ください。

個人情報に関するお取扱い

アイリスプラン医療入院コースは、教職員共済を元受生協とする共済制度です。

教職員共済は個人情報を必要な範囲で取得し、適正な利用に努めます。ご提供いただいた個人情報を、適正な共済契約の締結と維持管理、共済金のお支払い等共済事業の健全な運営や、教職員共済が行う事業のご案内、よりよい商品・サービスの提供のために利用させていただくとともに、業務委託先等に提供を行うことがあります。また、次の取り扱いを行います。

- ①当該共済業務を行うために、ご契約に関する個人情報を一般財団法人教職員生涯福祉財団、日本私立学校振興・共済事業団に提供すること、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ②当該共済業務を行うために、ご契約に関する個人情報を医療機関等に提供すること、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③引受リスクを適切に分散するために再共済または再保険を行うことがあります。その場合は当該業務に必要な個人情報を再共済団体等に提供します。

教職員共済の個人情報・特定個人情報の取扱いに関する詳細については、ホームページ(<https://www.kyousyokuinzaidan.jp>)をご覧ください。

元受生協 教職員共済生活協同組合(厚生労働省認可) TEL: 03-3321-8624 東京都新宿区山吹町10-1

日常生活で起こるさまざまなケガ・事故・賠償に!

アイリスプラン

# 日常事故補償コース



おすすめポイント!!

個人賠償を  
最高1億円まで  
補償!

自転車保険  
としても  
ご利用いただけます

校舎内の階段・廊下でのケガは  
交通災害  
として  
手厚く補償

全国の自治体で「自転車保険への加入義務化」が進んでいます!

アイリスプラン「日常事故補償コース」なら、  
ご本人が加入すれば、家族全員の賠償事故を最高1億円まで補償します!

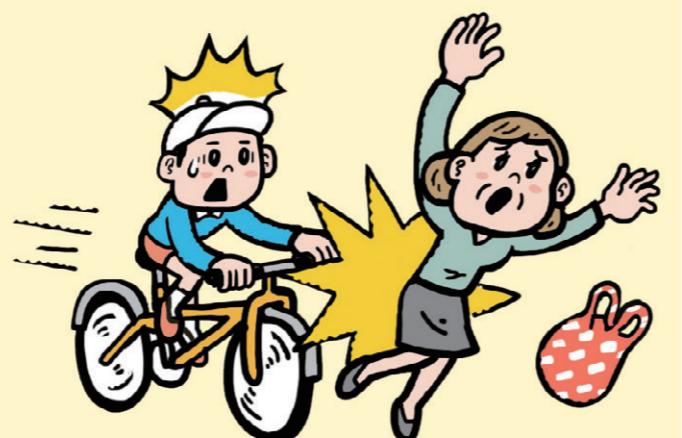
## 高額賠償の判決例

小学5年生の男子児童がマウンテンバイクで、歩行中の60代の女性をはねた。被害者は頭の骨を折り、意識不明の重体となった。

9,520万円  
(神戸地裁 平成25年7月判決)

成人男性が昼間に自転車で信号を無視して猛スピードで交差点に進入。横断歩道を横断中の女性と衝突し、被害者は11日後に死亡した。

5,438万円  
(東京地裁 平成19年4月判決)



お支払い事例やおすすめプランを紹介しています。と感じたらまずは資料をご請求ください!

<https://www.kyousyokuinzaidan.jp>

アイリスプラン

検索



## 補償内容

### 賠償責任に対する補償

個人賠償責任補償  
法律上の賠償責任を補償

最高  
1億円

自転車で他人をはね  
誤って店の商品を  
ケガを負わせてしま  
つてしましました

国内外において生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担したことによって被った損害について補償します。

- 自動車事故に関する損害賠償や職務遂行に直接起因する損害賠償は対象になりません。
- 日本国内において発生した事故について、「示談交渉サービス」がご利用できます。詳しくはパンフレット等をご覧ください。

### 交通災害補償

乗物や、交通機関によるケガを補償

校舎内の階段で  
転倒して  
ケガをした

駅のホームでの  
ケガ

国内外における、ケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院・自宅治療<sup>\*</sup>について補償します。  
\*自宅治療は交通災害のみに適用。

### 一般傷害補償

日常生活におけるさまざまなケガを補償

料理中に  
ヤケドした

スポーツ中に  
転んで  
アキレス腱が  
切れた

### おすすめプラン バリュープラン(5口)の場合

#### 個人賠償責任補償

最高 1億円 (1事故につき)

個人賠償については、  
ご本人の契約があれば  
ご家族全員<sup>\*</sup>を補償します。

※補償範囲はパンフレット等をご覧ください。

#### 交通災害補償

死亡 700万円

入院 1日につき 9,000円

通院 1日につき 5,000円 (90日限度)

その他、後遺障害・手術・自宅治療の場合も補償します。

ご本人 年掛金 8,340円 うち損害保険会社分 4,090円

配偶者・お子さま (1人あたり) 年掛金 7,550円  
うち損害保険会社分 3,300円

☆ご契約にあたっては、エントリー(3口)、バリュー(5口)、プレミア(10口)プランよりお選びください。

#### 配偶者・お子さまもご加入いただけます

※配偶者・お子さまの加入には教職員ご本人の契約が必要です。  
※加入できるお子さまは、教職員ご本人と同一生計の同居、または同一生計の別居で未婚の方です。

#### 年齢に制限なく

契約更新可能!  
退職後も  
継続できます

※給付金の請求状況によっては、ご継続いただけない場合があります。

年齢・性別に関わらず  
掛金は一律です

掛金や契約条件など詳しい内容につきましては、ホームページ・FAX・はがきで資料をご請求ください。

教職員共済の「レスキュースリー(交通災害共済)」のご契約がある方は「日常事故補償コース」はお申込みいただけません。

- 日常事故補償コースは教職員共済の制度である「レスキュースリー(交通災害共済)」と、損害保険会社の商品である「傷害総合保険」を組み合わせたものです。
- 一般傷害補償と交通災害補償の一部分および個人賠償責任補償は、教職員共済を契約者とする「傷害総合保険」の団体契約で、損害保険ジャパン株式会社(幹事保険会社)以下損保ジャパンといいます)、三井住友海上火災保険株式会社の2社を引受保険会社とする傷害総合保険の共同保険契約です。幹事保険会社は他の引受保険会社の代理・代行を行いますが、各保険会社は連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。
- この紙面では日常事故補償コースの概要を説明しています。ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧いただき、制度内容をご確認ください。

#### 個人情報に関するお取扱い

アイリスプラン日常事故補償コースは、教職員共済を元受生協とする共済制度です。

教職員共済は個人情報を必要な範囲で取得し、適正な利用に努めます。ご提供いただいた個人情報を、適正な共済契約の締結と維持管理、共済金のお支払い等共済事業の健全な運営や、教職員共済が行う事業のご案内、よりよい商品・サービスの提供のために利用させていただくとともに、業務委託先等に提供を行うことがあります。また、次の取扱いを行います。

- 当該共済業務を行うために、ご契約に関する個人情報を一般財団法人教職員生涯福祉財団、日本私立学校振興・共済事業団に提供すること、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- 当該共済業務を行うために、ご契約に関する個人情報を損保ジャパンに提供すること、または提供を受けることがあります。

■アイリスプラン日常事故補償コースの一部は、教職員共済を契約者とする団体契約で、損保ジャパン(幹事保険会社)、三井住友海上火災保険株式会社の2社を引受保険会社とする共同保険契約によるものです。

■保険契約である教職員共済は、ご契約に関する個人情報を損保ジャパンに提供します。

■損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(国外にある事業者を含みます)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

教職員共済の個人情報・特定個人情報の取扱いに関する詳細については、ホームページ(<https://www.kyousyokuin.or.jp/>)をご覧ください。

元受生協 教職員共済生活協同組合(厚生労働省認可) T162-8624 東京都新宿区山吹町10-1

取扱代理店 株式会社一ツ橋サービス T162-0801 東京都新宿区山吹町333 江戸川橋アクセス6階

承23-企-10 (2306)

SJ23-02589(2023.06.20)

公的年金を補完し、老後の生活費の準備に最適

# 年金コース

この制度は一般財団法人教職員生涯福祉財団が引受会社である生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

既に一般型・個年型のいずれかに加入済  
します「増減口・住所等変更手続のご案内」

の方は、別途自宅宛に送付  
内」を参照してください。

各年齢での将来の  
受取額や積立必要額の  
試算はホームページ  
で行えます。

まずは資料請求を！  
アイリスプラン 検索  
<https://www.kyosyokuinzaidan.jp>



## ① 加入資格

加入型 (保険料控除)	個年型 個人年金保険料控除の対象
新規加入資格	申込日現在健康で正常に就業し、現職の加入者で加入日から満60歳(掛金払完了日)まで積立期間が10年以上ある加入者。(昭和49年3月1日以降生まれの方)
加入型	一般型 一般の生命保険料控除の対象 (個人年金保険料控除は受けられません)
新規加入資格	申込日現在健康で正常に就業し、現職の加入者で加入日から満60歳(掛金払完了日)まで積立期間が2年以上ある加入者。(昭和41年3月2日以降生まれの方)

\*ご加入後の型変更是できません。 \*休職中・育休中の方は新規加入できません。

\*任意継続加入者の新規加入はできません。

\*公立学校共済組合及び文部科学省共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者でなくなった場合は、制度から脱退となります。

## ② 特長

- ・毎月2,000円(2口)から積立を手軽に始められます。
- ・ライフプランにあわせて年に1回口数を変更できます。
- ・予定利率\*は年1.25% (令和5年6月1日現在)です。  
※予定利率は今後変更となる可能性があります。
- ・払い込んだ保険料は、「個年型」は個人年金保険料控除の対象に、「一般型」は一般の生命保険料控除の対象になります。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。  
(注)保険料=振替額から制度運営事務費(掛金の0.9%)を除いたもの

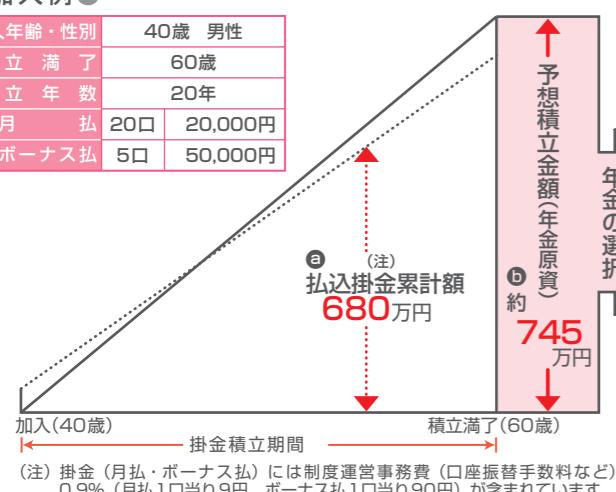
加入例で将来の積立金額をイメージしてみましょう！

### 年金コースの加入例

在職中

#### ●加入例●

加入年齢・性別	40歳 男性
積立満了	60歳
積立年数	20年
加入月払	20口 20,000円
ボーナス払	5口 50,000円



10年 確定年金	※年金受取開始を60歳とした場合のものです。 <受け取りイメージ>
受取期間10年	④ 年金受取総額 約 784万円
60歳	月額約 65,000円 60歳から10年間にわたり受け取れる
④ 払込掛金累計額 6,800,000 円	④ 予想積立金額 (年金原資) 約 7,453,000 円
④ 年金受取総額 約 7,842,000 円	

\*年金受取りの種類は他にもあります。詳細はパンフレットをご確認ください。  
※戻り率\* 約115.3%

## ③ ゆとりある老後の生活費のために(加入の必要性)

ゆとりある老後の生活費(夫婦2名)

月額平均38.0万円



(老後の最低日常生活費 + 老後のゆとりのための上乗せ額)  
月額平均23.2万円 + 月額平均14.8万円

「ゆとりある老後の生活費」とは、「老後の最低日常生活費」と「老後のゆとりのための上乗せ額」の合計です。  
<(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/令和4年度> 上記金額は意識調査による目安です。  
「老後のゆとりのための上乗せ額」の使途は、「旅行やレジャー」が最も多く、以下「日常生活費の充実」、「趣味や教養」と続いています。

## ④ 例えば毎月1万円(10口)を 60歳まで積立した場合

積立開始年齢	払込期間	④ 払込掛金累計額	④ 予想積立額
20歳	40年	1万円×12カ月×40年=480万円	約593.6万円
30歳	30年	1万円×12カ月×30年=360万円	約418.9万円
40歳	20年	1万円×12カ月×20年=240万円	約263.1万円
50歳	10年	1万円×12カ月×10年=120万円	約124.0万円

※月払に加入の方は、ボーナス払(1口1万円)や加入時一時払(1口10万円)も積立することができます。

(注)掛金(月払・ボーナス払)には制度運営事務費(口座振替手数料など)  
0.9%(月払1口当たり9円、ボーナス払1口当たり90円)が含まれています。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。  
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定ていません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

予想積立額は払込期間が短いと払込掛金累計額を下回る場合があります。

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

年金コースがゆとりある  
将来の生活をサポートします。

アイリスプラン  
年金コース

公的年金  
年金額  
約14.97万円

\*出典:厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報(令和元年度)」  
参考:厚生年金保険(被用者年金一元化後)の状況  
※実際の受取額とは異なります。  
※平成27年10月から年金制度が変更しております。

## ⑤ 60歳から毎月定額を10年間 受け取った場合(10年確定年金)

年金受取開始年齢	④ 年金受取総額	戻り率*
60歳	月額約5.2万円×12カ月×10年=約624.6万円	約130.1%
	月額約3.6万円×12カ月×10年=約440.8万円	約122.4%
	月額約2.3万円×12カ月×10年=約276.8万円	約115.3%
	月額約1.0万円×12カ月×10年=約130.4万円	約108.6%

\*戻り率とは、「④ 払込掛金累計額」に対する「④ 年金受取総額」の割合を示しています。  
戻り率(%) = ④ ÷ ④ × 100

戻り率はパンフレット作成時点での引受状況(引受会社、基礎率等)にて算出しているため、今後の引受状況によって数値は変動いたします。また、戻り率は保険料の払込方法、性別、年齢等によって異なります。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

(1)記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。

(2)記載の給付額の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)する場合があります。  
①年間保険料64億円を常に維持していること。  
②加入者全員の保険料が毎月月末に支払われたものであること。  
③記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(令和5年6月1日現在1.25%)に基づき計算しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

(3)記載の給付額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はその年の支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

(4)積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。詳細はパンフレットをご覗ください。

この制度は、次の生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。  
明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)、住友生命、日本生命、富国生命、太陽生命、第一生命

### 老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

「公的年金シミュレーター」(https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/)は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。「公的年金シミュレーター」に関するお問い合わせは厚生労働省までお願いします。



加入を希望する場合はホームページまたはFAXで資料請求をしてください。パンフレットと加入申込書を送付します。 (S)

#### 個人情報に関する取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社)を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険料に関する業務のため使用(注)します。また、契約者および他の生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機関(センティティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/)をご参照ください。



MY-A-23-LF-005313